

令和 5 年 4 月 21 日

関係事業者団体 各位

## 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部  
化学物質対策課

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 69 号)については、令和 5 年 4 月 21 日に公布され、公布日から施行(一部規定については、令和 5 年 10 月 1 日又は令和 6 年 4 月 1 日から施行)することとされたところです。

今般、当該内容について、以下の通知にてお示しいたしましたので、情報提供させていただきます。

○有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について（令和 5 年 4 月 21 日 付け基発 0421 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089721.pdf>

○有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省第 69 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089786.pdf>

上記通知、省令は以下の HP に掲載しておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

○厚労省 HP：一人親方等の安全衛生対策について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html)

以 上